

第 1 3 9 回

山梨県都市計画審議会

議案書

平成 2 3 年 2 月 9 日

第139回 山梨県都市計画審議会

審議案件

1. 「峡東及び東八代都市計画区域の変更」について
2. 「都市計画区域の名称変更」について
3. 「都市計画の名称変更(山梨県決定)」について
4. 「甲府都市計画、峡東都市計画、韮崎都市計画、南アルプス都市計画、笛吹川都市計画、市川三郷都市計画及び富士川都市計画(甲府盆地7都市計画) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(山梨県決定)」について
5. 「身延都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(山梨県決定)」について
6. 「富士北麓都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(山梨県決定)」について
7. 「都留都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(山梨県決定)」について
8. 「大月都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(山梨県決定)」について
9. 「上野原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(山梨県決定)」について

1. 峡東及び東八代都市計画区域の変更

峡東及び東八代都市計画区域の変更

1. 都市計画区域の名称

峡東都市計画区域	10,764ha
(変更前:	14,794ha)
笛吹川都市計画区域	11,174ha
(変更前: 東八代都市計画区域	7,144ha)

2. 都市計画区域に含まれる土地の区域

新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

なし

都市計画区域から除外される土地の区域

なし

3. 変更しようとする理由

本県では平成15年3月から平成22年3月にかけて市町村合併が進展し、一つの市に複数の都市計画区域が存在する状況がいくつかの市において生じている。

そのうち、笛吹市では行政区域内に2つの都市計画区域（峡東、東八代）が存在しているものの、平成21年3月に笛吹市都市計画マスタープランを策定し、市域全体を一体の都市として都市づくりを進める方針を示したところである。

笛吹市からは、市が描く将来の都市の姿や都市づくりの方向性を見据え、峡東都市計画区域として指定されている笛吹市の全ての区域と東八代都市計画区域を一の区域とし、名称を地域の河川に由来する笛吹川都市計画区域と変更したい旨の申出があった。

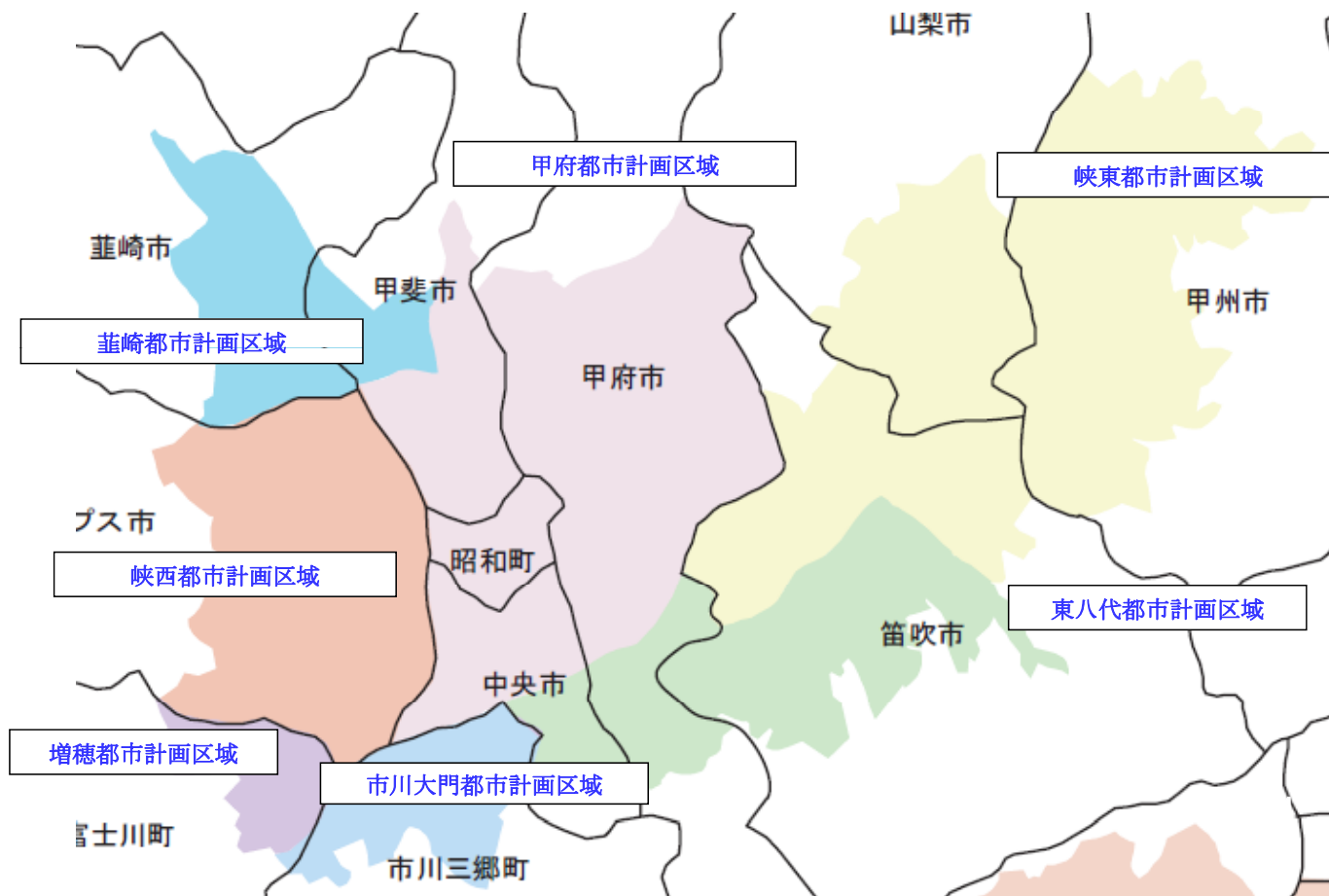
笛吹川都市計画区域について都市としての一体性の観点から整理すると次のとおりである。

- ① 笛吹川都市計画区域は甲府盆地南東部に位置し、本県を代表する果樹地帯が展開しており、この果樹地帯は甲府盆地の景観上も重要な資源となっており、景観まちづくり等の観点から、今後も一体的に保全していく必要がある区域である。
- ② 笛吹川都市計画区域の人口は微増を続けており、開発圧力の高い線引き都市計画区域である甲府都市計画区域に隣接しているため、無秩序な宅地化進行に対する土地利用施策が求められている。
- ③ 笛吹市の中心市街地には温泉街が形成され、宿泊施設をはじめ一定の都市機能が集積しているが、近年、特に公共施設が郊外に立地し、笛吹川都市計画区域全体に拡散している。これらの適正立地が課題となっており、今後は石和温泉駅周辺を地域拠点とし、都市機能を集約した都市構造の実現を目指す必要がある。

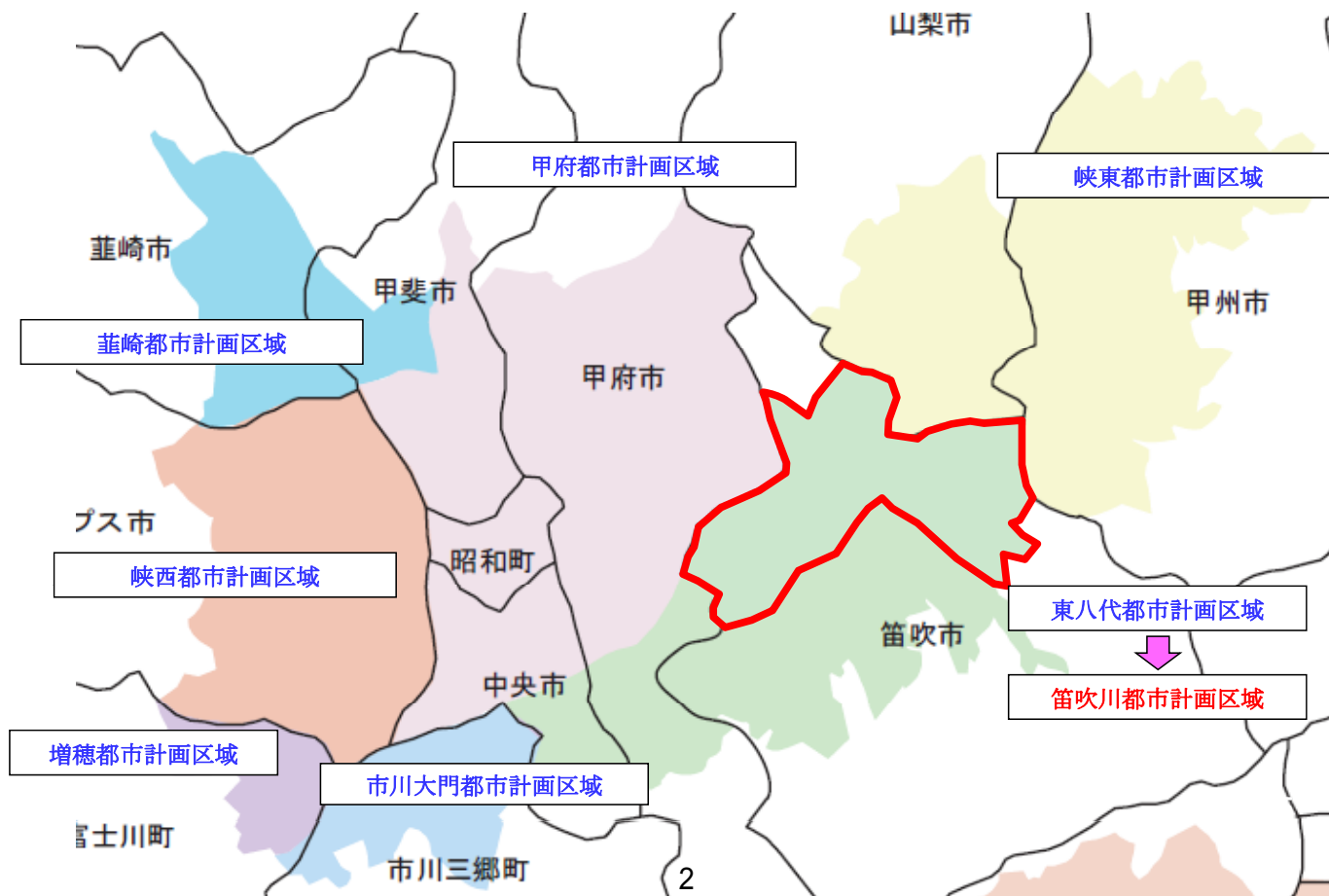
このように市街地の広がりや住民の生活圏域などを考慮し、今後の都市活動に必要な土地や施設が相当程度充足できる範囲を検討したところ、笛吹川都市計画区域は一体の都市として整備、開発及び保全する必要があると考えられる。

上記のような都市としての一体性や、市が描く将来の都市の姿や都市づくりの方向性をふまえ、市の申出のとおり、峡東都市計画区域のうち笛吹市の全ての区域と東八代都市計画区域を一の都市計画区域とすることが相応しいと考えられる。

◇現行都市計画区域 (甲府盆地内のみ表示)



◇都市計画区域 (甲府盆地内のみ表示)



峡東都市計画区域、東八代都市計画区域再編イメージ図

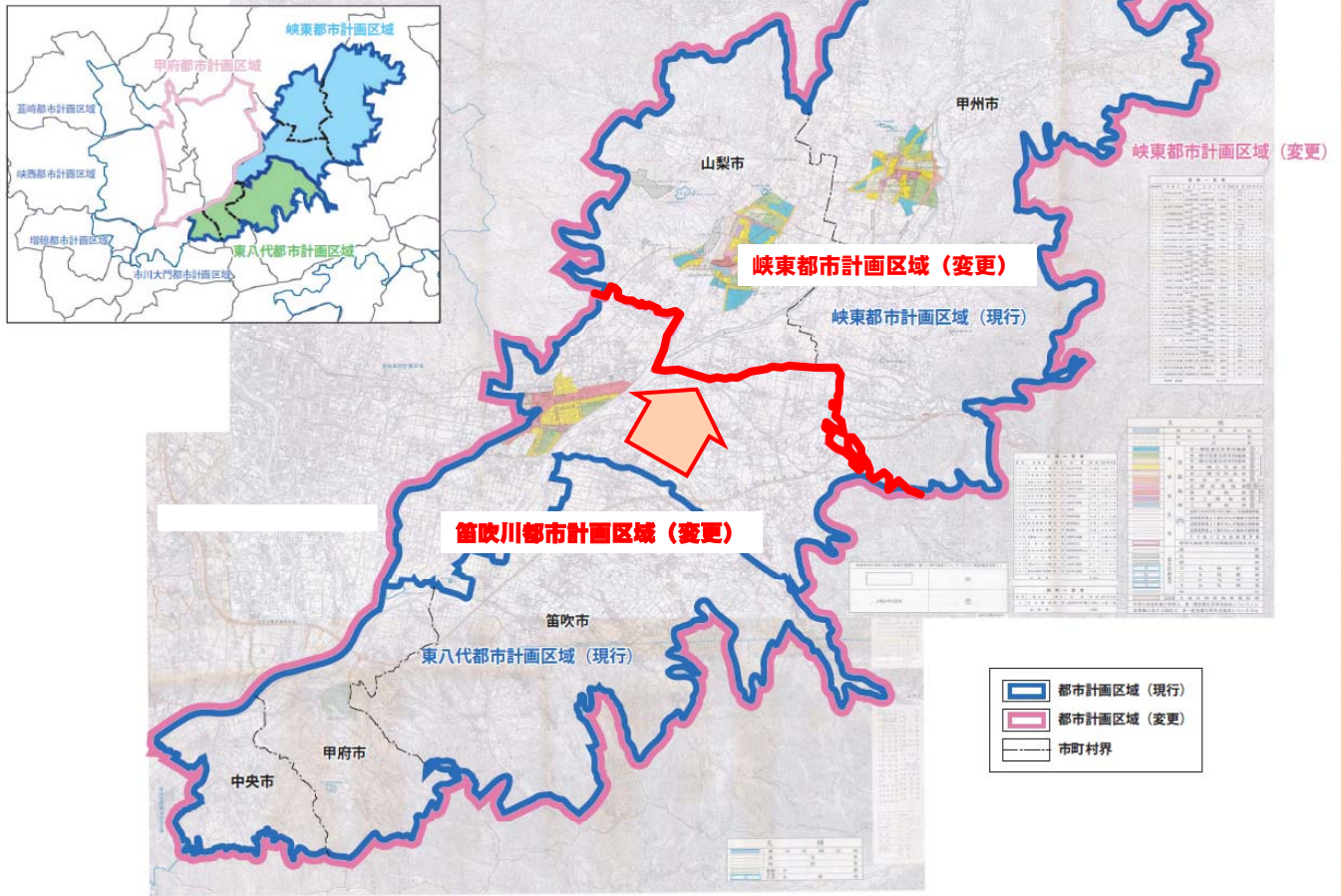


図1-1 位置図 (峡東都市計画区域)

図1-2 区域図 (峡東都市計画区域)

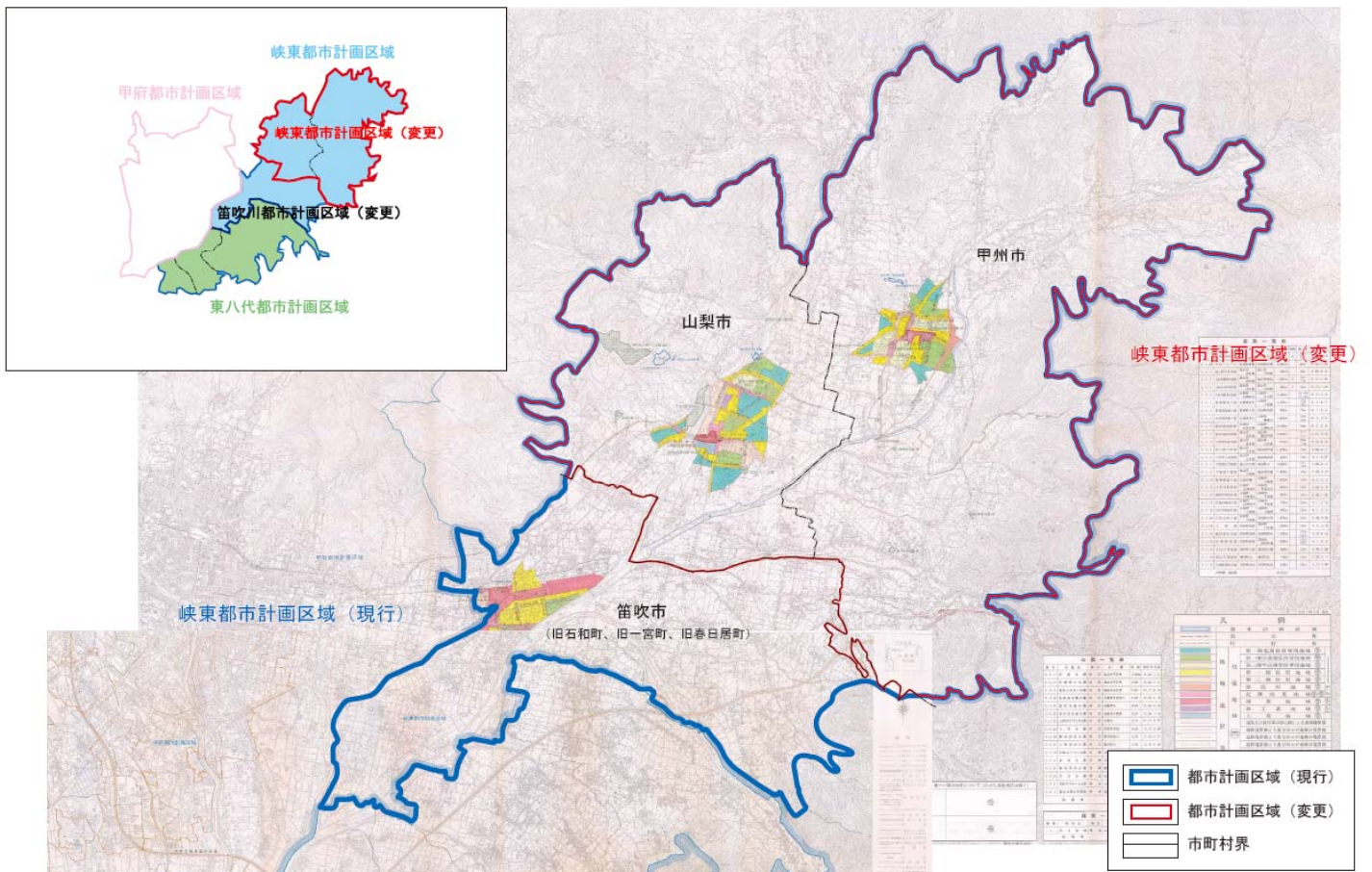
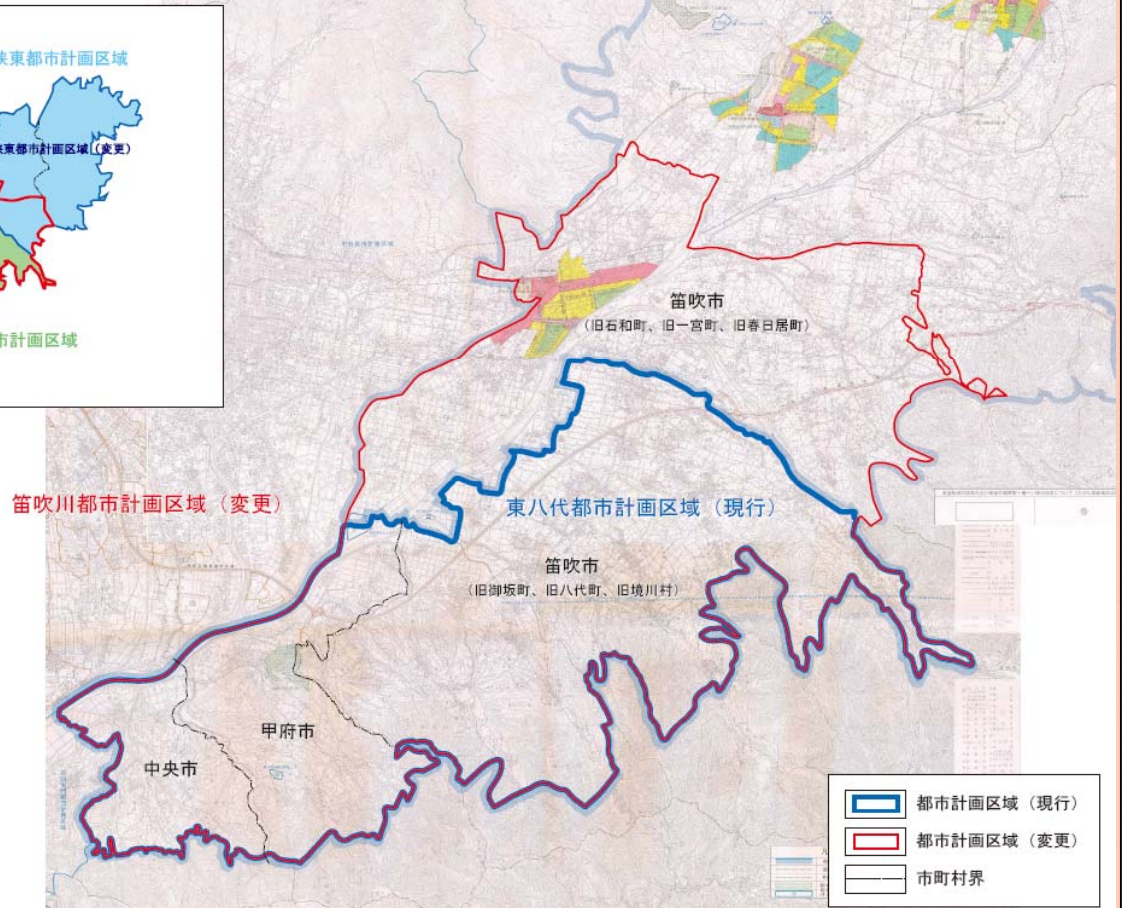


図1-1 位置図（笛吹川都市計画区域）

図1-2 区域図（笛吹川都市計画区域）



2. 都市計画区域の名称変更

市川大門都市計画区域の変更

1. 都市計画区域の名称

変更前	変更後
市川大門都市計画区域	市川三郷都市計画区域

2. 都市計画区域に含まれる土地の区域

新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

なし

都市計画区域から除外される土地の区域

なし

増穂都市計画区域の変更

1. 都市計画区域の名称

変更前	変更後
増穂都市計画区域	富士川都市計画区域

2. 都市計画区域に含まれる土地の区域

新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

なし

都市計画区域から除外される土地の区域

なし

峡西都市計画区域の変更

1. 都市計画区域の名称

変更前	変更後
峡西都市計画区域	南アルプス都市計画区域

2. 都市計画区域に含まれる土地の区域

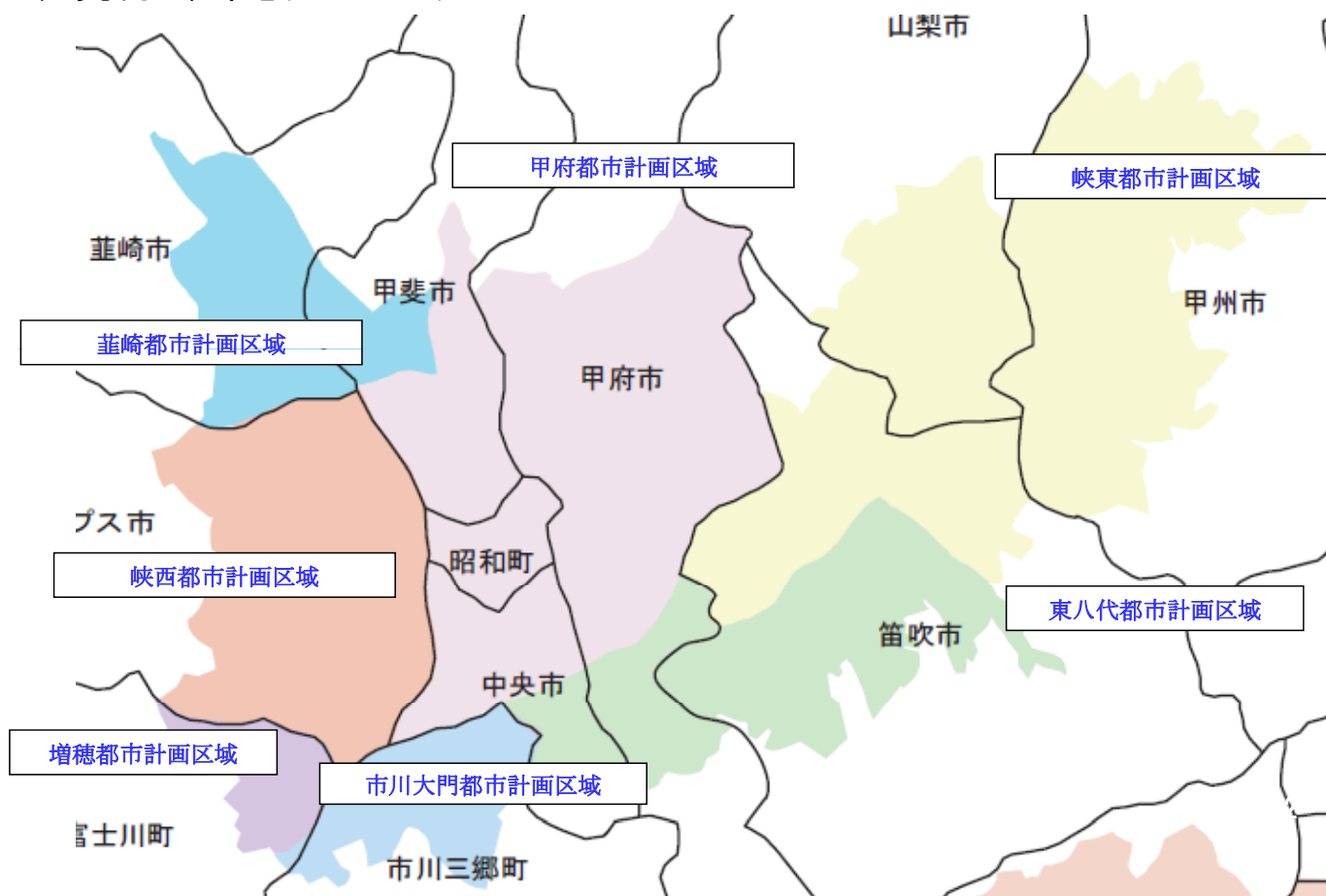
新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

なし

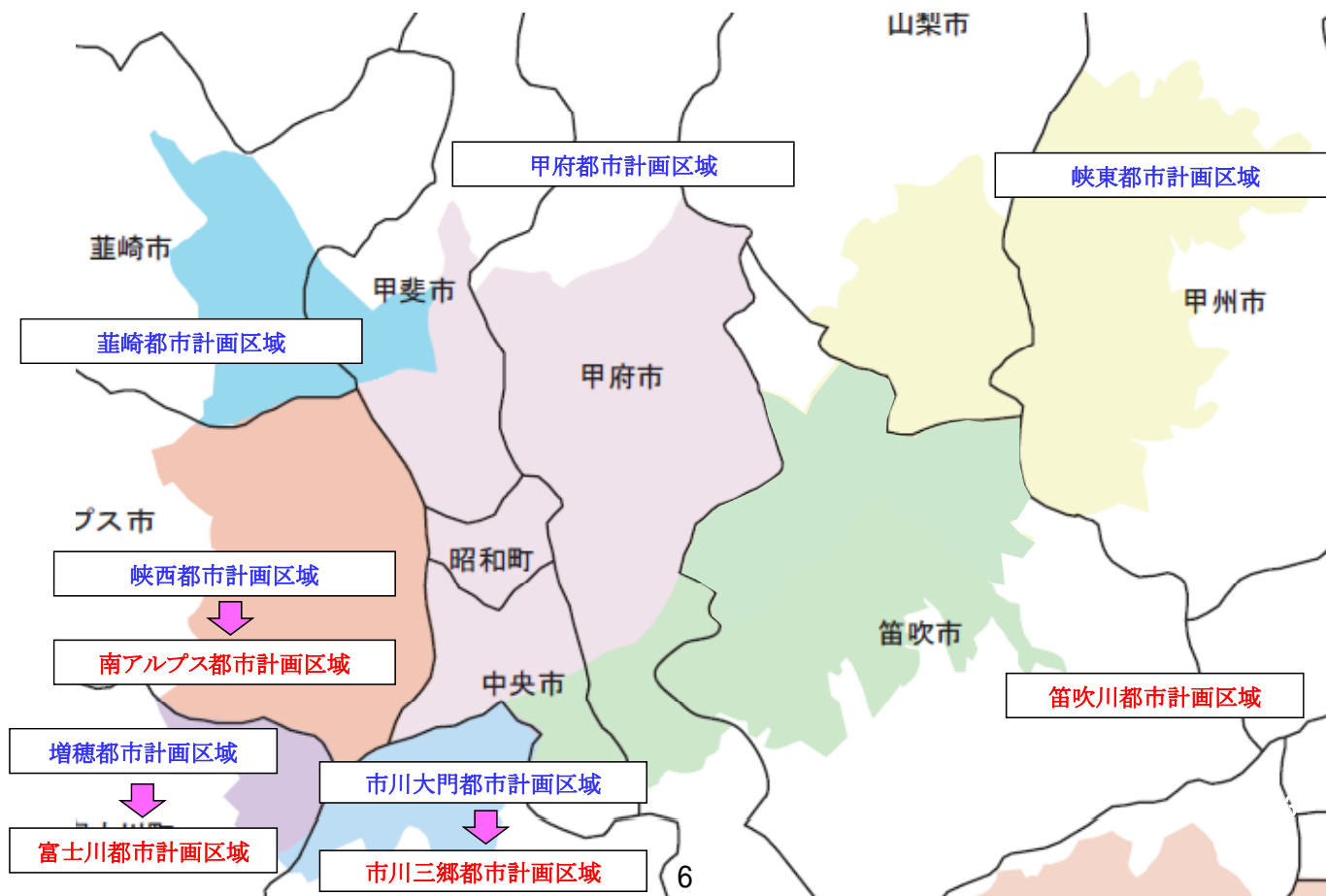
都市計画区域から除外される土地の区域

なし

◇現行都市計画区域（甲府盆地内のみ表示）



◇都市計画区域（変更後）（甲府盆地内のみ表示）



都市計画区域変更の経緯の概要

峡東及び東八代都市計画区域の変更

(旧) 峡東都市計画区域、東八代都市計画区域

(新) 峡東都市計画区域、笛吹川都市計画区域

事 項	時 期	備 考
説 明 会	平成22年8月17日 平成22年8月26日	笛吹市（東八代都市計画区域対象） 山梨市（峡東都市計画区域対象）
市町村の意見聴取	平成22年12月6日～	平成22年12月17日（甲府市） 平成22年12月14日（山梨市） 平成22年12月16日（笛吹市） 平成22年12月17日（甲州市） 平成22年12月15日（中央市）
山梨県都市計画審議会	平成23年2月9日	（意見聴取）
国土交通大臣同意	平成23年3月中旬（予定）	
都市計画区域指定公告	平成23年3月下旬（予定）	

山梨県指定

都市計画区域変更の経緯の概要

市川大門都市計画区域の名称変更

(旧) 市川大門都市計画区域

(新) 市川三郷都市計画区域

事 項	時 期	備 考
説 明 会	平成22年8月12日	市川三郷町
市 町 村 の 意 見 聴 取	平成22年12月6日～	平成22年12月17日(市川三郷町)
山梨県都市計画審議会	平成23年2月9日	(意見聴取)
国 土 交 通 大 臣 同 意	平成23年3月中旬(予定)	
都 市 計 画 区 域 指 定 公 告	平成23年3月下旬(予定)	

都市計画区域変更の経緯の概要

増穂都市計画区域の名称変更

(旧) 増穂都市計画区域

(新) 富士川都市計画区域

事 項	時 期	備 考
説 明 会	平成22年8月3日	富士川町
市 町 村 の 意 見 聴 取	平成22年12月6日～	平成22年12月10日(富士川町) 平成22年12月17日(市川三郷町)
山梨県都市計画審議会	平成23年2月9日	(意見聴取)
国 土 交 通 大 臣 同 意	平成23年3月中旬(予定)	
都 市 計 画 区 域 指 定 公 告	平成23年3月下旬(予定)	

山梨県指定

都市計画区域変更の経緯の概要

峡西都市計画区域の名称変更
(旧) 峡西都市計画区域
(新) 南アルプス都市計画区域

事 項	時 期	備 考
説 明 会	平成22年8月5日	南アルプス市
市 町 村 の 意 見 聴 取	平成22年12月6日～	平成22年12月14日(南アルプス市)
山梨県都市計画審議会	平成23年2月9日	(意見聴取)
国 土 交 通 大 臣 同 意	平成23年3月中旬(予定)	
都 市 計 画 区 域 指 定 公 告	平成23年3月下旬(予定)	

3. 都市計画の名称変更(山梨県決定)

- 甲府及び峡東都市計画道路の変更
- 甲府及び峡西都市計画道路の変更
- 韮崎及び峡西都市計画道路の変更
- 増穂及び峡西都市計画道路の変更
- 峡東都市計画道路の変更
- 市川大門都市計画道路の変更
- 増穂都市計画道路の変更
- 峡西都市計画道路の変更
- 峡西都市計画公園の変更
- 甲府、韮崎、市川大門、増穂及び峡西都市計画下水道の変更
- 峡東及び東八代都市計画下水道の変更

甲府及び峡東都市計画道路の変更(山梨県決定)

甲府及び峡東都市計画道路の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
甲府及び峡東都市計画道路 3. 2. 1 西関東連絡道路	甲府、峡東及び <u>笛吹川</u> 都市計画道路 3. 2. <u>105</u> 西関東連絡道路

理由

峡東都市計画区域のうち笛吹市の区域と東八代都市計画区域を一の区域として、区域の名称を笛吹川都市計画区域に変更するため、都市計画道路の名称変更を行うもの。

甲府及び峡西都市計画道路の変更(山梨県決定)

甲府及び峡西都市計画道路の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
甲府及び 峡西 都市計画道路 1. 4. <u>3</u> 甲府外郭環状道路	甲府及び 南アルプス 都市計画道路 1. 4. <u>103</u> 甲府外郭環状道路

理由

峡西都市計画区域を南アルプス都市計画区域に変更するため、都市計画道路の名称変更を行うもの。

韮崎及び峡西都市計画道路の変更(山梨県決定)

韮崎及び峡西都市計画道路の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
韮崎及び 峡西 都市計画道路 1. 4. <u>2</u> 白根・双葉幹線	韮崎及び 南アルプス 都市計画道路 1. 4. <u>102</u> 白根双葉幹線
韮崎及び 峡西 都市計画道路 3. 4. <u>5</u> 白根・双葉線	韮崎及び 南アルプス 都市計画道路 3. 4. <u>104</u> 白根双葉線

理由

峡西都市計画区域を南アルプス都市計画区域に変更するため、都市計画道路の名称変更を行うもの。

増穂及び峡西都市計画道路の変更(山梨県決定)

増穂及び峡西都市計画道路の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
増穂及び峡西都市計画道路 1. 4. <u>1</u> 増穂白根幹線	南アルプス及び富士川都市計画道路 1. 4. <u>101</u> 増穂白根幹線
増穂及び峡西都市計画道路 3. 4. <u>3</u> 青柳長沢線	南アルプス及び富士川都市計画道路 3. 4. <u>101</u> 青柳長沢線
増穂及び峡西都市計画道路 3. 4. <u>1</u> 増穂白根線	南アルプス及び富士川都市計画道路 3. 4. <u>102</u> 増穂白根線
増穂及び峡西都市計画道路 3. 4. <u>4</u> 甲西増穂線	南アルプス及び富士川都市計画道路 3. 4. <u>103</u> 甲西増穂線

理由

増穂都市計画区域を富士川都市計画区域に変更し、また、峡西都市計画区域を南アルプス都市計画区域に変更するため、都市計画道路の名称変更を行うもの。

峡東都市計画道路の変更(山梨県決定)

峡東都市計画道路の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
峡東都市計画道路3. 5. <u>23</u> 石和駅前線	笛吹川都市計画道路3. 5. <u>1</u> 石和温泉駅前線
峡東都市計画道路3. 5. <u>22</u> 鶉飼橋松本線	笛吹川都市計画道路3. 5. <u>4</u> 鶉飼橋松本線
峡東都市計画道路3. 3. <u>20</u> 甲府バイパス(国道20号)	笛吹川都市計画道路3. 3. <u>6</u> 甲府バイパス(国道20号)
峡東都市計画道路3. 5. <u>31</u> 石和駅前松本線	笛吹川都市計画道路3. 5. <u>7</u> 石和温泉駅前松本線
峡東都市計画道路3. 4. <u>6</u> 石和市部通り線	笛吹川都市計画道路3. 4. <u>8</u> 石和市部通り線

理由

峡東都市計画区域のうち笛吹市の区域と東八代都市計画区域を一の区域として、区域の名称を笛吹川都市計画区域に変更するため、都市計画道路の名称変更を行うもの。

市川大門都市計画道路の変更(山梨県決定)

市川大門都市計画道路の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
市川大門都市計画道路3. 4. 2大門桃林線	市川三郷都市計画道路3. 4. 2大門桃林線
市川大門都市計画道路3. 6. 3南通線	市川三郷都市計画道路3. 6. 3南 <u>り</u> 線
市川大門都市計画道路3. 4. <u>3</u> 西条高田線	市川三郷都市計画道路3. 4. <u>4</u> 西条高田線
市川大門都市計画道路3. 4. 4竈鼻川浦線	市川三郷都市計画道路3. 4. <u>5</u> 竈鼻川浦線
市川大門都市計画道路3. 6. <u>2</u> 高等学校前線	市川三郷都市計画道路3. 6. <u>6</u> 高等学校前線
市川大門都市計画道路3. 6. <u>4</u> 市川本通り線	市川三郷都市計画道路3. 6. <u>7</u> 市川本通り線
市川大門都市計画道路3. 4. <u>1</u> 役場前線	市川三郷都市計画道路3. 4. <u>8</u> 役場前線
市川大門都市計画道路3. 6. <u>8</u> 橋場高田線	市川三郷都市計画道路3. 6. <u>10</u> 橋場高田線
市川大門都市計画道路3. 6. <u>10</u> 上野駅通り線	市川三郷都市計画道路3. 6. <u>11</u> 上野駅通り線

理由

市川大門都市計画区域を市川三郷都市計画区域に変更するため、都市計画道路の名称変更を行うもの。

増穂都市計画道路の変更(山梨県決定)

増穂都市計画道路の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
増穂都市計画道路3. 5. 2青柳横通り線	富士川都市計画道路3. 5. 2青柳横通り線
増穂都市計画道路3. 6. <u>10</u> 鯉沢本通り線	富士川都市計画道路3. 6. <u>4</u> 鯉沢本通り線
増穂都市計画道路3. 4. <u>2</u> 大柵大久保線	富士川都市計画道路3. 4. <u>5</u> 大柵大久保線
増穂都市計画道路3. 4. <u>5</u> 鯉沢・増穂線	富士川都市計画道路3. 4. <u>6</u> 鯉沢増穂線

理由

増穂都市計画区域を富士川都市計画区域に変更するため、都市計画道路の名称変更を行うもの。

峡西都市計画道路の変更(山梨県決定)

峡西都市計画道路の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
峡西都市計画道路3. 5. <u>4</u> 下市之瀬江原線	南アルプス都市計画道路3. 5. <u>2</u> 下市之瀬江原線
峡西都市計画道路3. 3. <u>1</u> 白根開国橋線	南アルプス都市計画道路3. 3. <u>9</u> 白根開国橋線
峡西都市計画道路3. 4. <u>2</u> 櫛形若草線	南アルプス都市計画道路3. 4. <u>10</u> 櫛形若草線
峡西都市計画道路3. 4. <u>6</u> 若草東西線	南アルプス都市計画道路3. 4. <u>17</u> 若草東西線

理由

峡西都市計画区域を南アルプス都市計画区域に変更するため、都市計画道路の名称変更を行うもの。



峡西都市計画公園の変更(山梨県決定)

峡西都市計画公園の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
峡西都市計画公園5. 5. 1御勅使南公園	南アルプス都市計画公園5. 5. 1御勅使南公園
峡西都市計画公園5. 5. 2櫛形総合公園	南アルプス都市計画公園5. 5. 2櫛形総合公園

理由

峡西都市計画区域を南アルプス都市計画区域に変更するため、都市計画公園の名称変更を行うもの。



甲府、韮崎、市川大門、増穂及び峡西 都市計画下水道の変更(山梨県決定)

甲府、韮崎、市川大門、増穂及び峡西都市計画下水道の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
甲府、韮崎、 <u>市川大門、増穂及び峡西</u> 都市計画下水道	甲府、韮崎、 <u>南アルプス、市川三郷及び 富士川</u> 都市計画下水道
釜無川流域下水道	釜無川流域下水道

理由

市川大門都市計画区域を市川三郷都市計画区域に、増穂都市計画区域を富士川都市計画区域に、また峡西都市計画区域を南アルプス都市計画区域にそれぞれ名称変更するため、都市計画下水道の名称変更を行うもの。

峡東及び東八代都市計画下水道の変更(山梨県決定)

峡東及び東八代都市計画下水道の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
峡東及び <u>東八代</u> 都市計画下水道	峡東及び <u>笛吹川</u> 都市計画下水道
峡東流域下水道	峡東流域下水道

理由

峡東都市計画区域のうち笛吹市の区域と東八代都市計画区域を一の区域として、区域の名称を笛吹川都市計画区域に変更するため、都市計画下水道の名称変更を行うもの。

都市計画の策定の経緯の概要

甲府及び峡東都市計画道路の変更
(3・2・1号西関東連絡道路)

事 項	時 期	備 考
説 明 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
公 聴 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
市 町 村 の 意 見 聴 取	平成22年12月17日～	平成22年12月28日(甲府市) 平成22年12月28日(山梨市) 平成22年12月28日(笛吹市)
計 画 案 の 縦 覧	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
山梨県都市計画審議会	平成23年2月9日	
国 土 交 通 大 臣 同 意	名称変更のため不要	軽易な変更のため手続き省略
都 市 計 画 決 定 告 示	平成23年3月下旬(予定)	

都市計画の策定の経緯の概要

甲府及び峡西都市計画道路の変更
(1・4・3号甲府外郭環状道路)

事 項	時 期	備 考
説 明 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
公 聴 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
市町村の意見聴取	平成22年12月17日～	平成22年12月27日(南アルプス市) 平成22年12月28日(中央市)
計画案の縦覧	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
山梨県都市計画審議会	平成23年2月9日	
国土交通大臣同意	名称変更のため不要	軽易な変更のため手続き省略
都市計画決定告示	平成23年3月下旬(予定)	

都市計画の策定の経緯の概要

韮崎及び峡西都市計画道路の変更
 (1・4・2号白根・双葉幹線他1路線)

事 項	時 期	備 考
説 明 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
公 聴 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
市町村の意見聴取	平成22年12月17日～	平成22年12月27日(南アルプス市) 平成22年12月28日(甲斐市)
計画案の縦覧	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
山梨県都市計画審議会	平成23年2月9日	
国土交通大臣同意	名称変更のため不要	軽易な変更のため手続き省略
都市計画決定告示	平成23年3月下旬(予定)	

都市計画の策定の経緯の概要

増穂及び峡西都市計画道路の変更
 (1・4・1号増穂白根幹線他3路線)

事 項	時 期	備 考
説 明 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
公 聴 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
市町村の意見聴取	平成22年12月17日～	平成22年12月27日(南アルプス市) 平成22年12月28日(富士川町)
計画案の縦覧	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
山梨県都市計画審議会	平成23年2月9日	
国土交通大臣同意	名称変更のため不要	軽易な変更のため手続き省略
都市計画決定告示	平成23年3月下旬(予定)	

都市計画の策定の経緯の概要

峡東都市計画道路の変更
 (3・5・23号峡東都市計画道路石和駅前線他4路線)

事 項	時 期	備 考
説 明 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
公 聴 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
市町村の意見聴取	平成22年12月17日～	平成22年12月28日(笛吹市)
計画案の縦覧	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
山梨県都市計画審議会	平成23年2月9日	
国土交通大臣同意	名称変更のため不要	軽易な変更のため手続き省略
都市計画決定告示	平成23年3月下旬(予定)	

都市計画の策定の経緯の概要

市川大門都市計画道路の変更
 (3・4・2号市川大門都市計画道路大門桃林線他8路線)

事 項	時 期	備 考
説 明 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
公 聴 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
市 町 村 の 意 見 聴 取	平成22年12月17日～	平成22年12月27日(市川三郷町)
計 画 案 の 縦 覧	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
山梨県都市計画審議会	平成23年2月9日	
都 市 計 画 決 定 告 示	平成23年3月下旬(予定)	

都市計画の策定の経緯の概要

増穂都市計画道路の変更
 (3・5・2号増穂都市計画道路青柳横通り線他3路線)

事 項	時 期	備 考
説 明 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
公 聴 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
市町村の意見聴取	平成22年12月17日～	平成22年12月28日(富士川町)
計画案の縦覧	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
山梨県都市計画審議会	平成23年2月9日	
国土交通大臣同意	名称変更のため不要	軽易な変更のため手続き省略
都市計画決定告示	平成23年3月下旬(予定)	

都市計画の策定の経緯の概要

峡西都市計画道路の変更

(3・5・4号峡西都市計画道路下市之瀬江原線他3路線)

事 項	時 期	備 考
説 明 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
公 聴 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
市 町 村 の 意 見 聴 取	平成22年12月17日～	平成22年12月27日(南アルプス市)
計 画 案 の 縦 覧	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
山梨県都市計画審議会	平成23年2月9日	
都 市 計 画 決 定 告 示	平成23年3月下旬(予定)	

都市計画の策定の経緯の概要

峡西都市計画公園の変更

(5・5・1号峡西都市計画公園 御勅使南公園他1公園)

事 項	時 期	備 考
説 明 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
公 聴 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
市町村の意見聴取	平成22年12月17日～	平成22年12月27日(南アルプス市)
計画案の縦覧	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
山梨県都市計画審議会	平成23年2月9日	
都市計画決定告示	平成23年3月下旬(予定)	

都市計画の策定の経緯の概要

甲府、韮崎、市川大門、増穂及び峡西都市計画下水道の変更
(釜無川流域下水道)

事 項	時 期	備 考
説 明 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
公 聴 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
市 町 村 の 意 見 聴 取	平成22年12月17日～	平成22年12月24日（韮崎市） 平成22年12月27日（南アルプス市） 平成22年12月28日（甲斐市） 平成22年12月28日（中央市） 平成22年12月27日（市川三郷町） 平成22年12月28日（富士川町） 平成22年12月28日（昭和町）
計 画 案 の 縦 覧	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
山梨県都市計画審議会	平成23年2月9日	
国 土 交 通 大 臣 同 意	名称変更のため不要	軽易な変更のため手続き省略
都 市 計 画 決 定 告 示	平成23年3月下旬（予定）	

都市計画の策定の経緯の概要

峡東及び東八代都市計画下水道の変更
(峡東流域下水道)

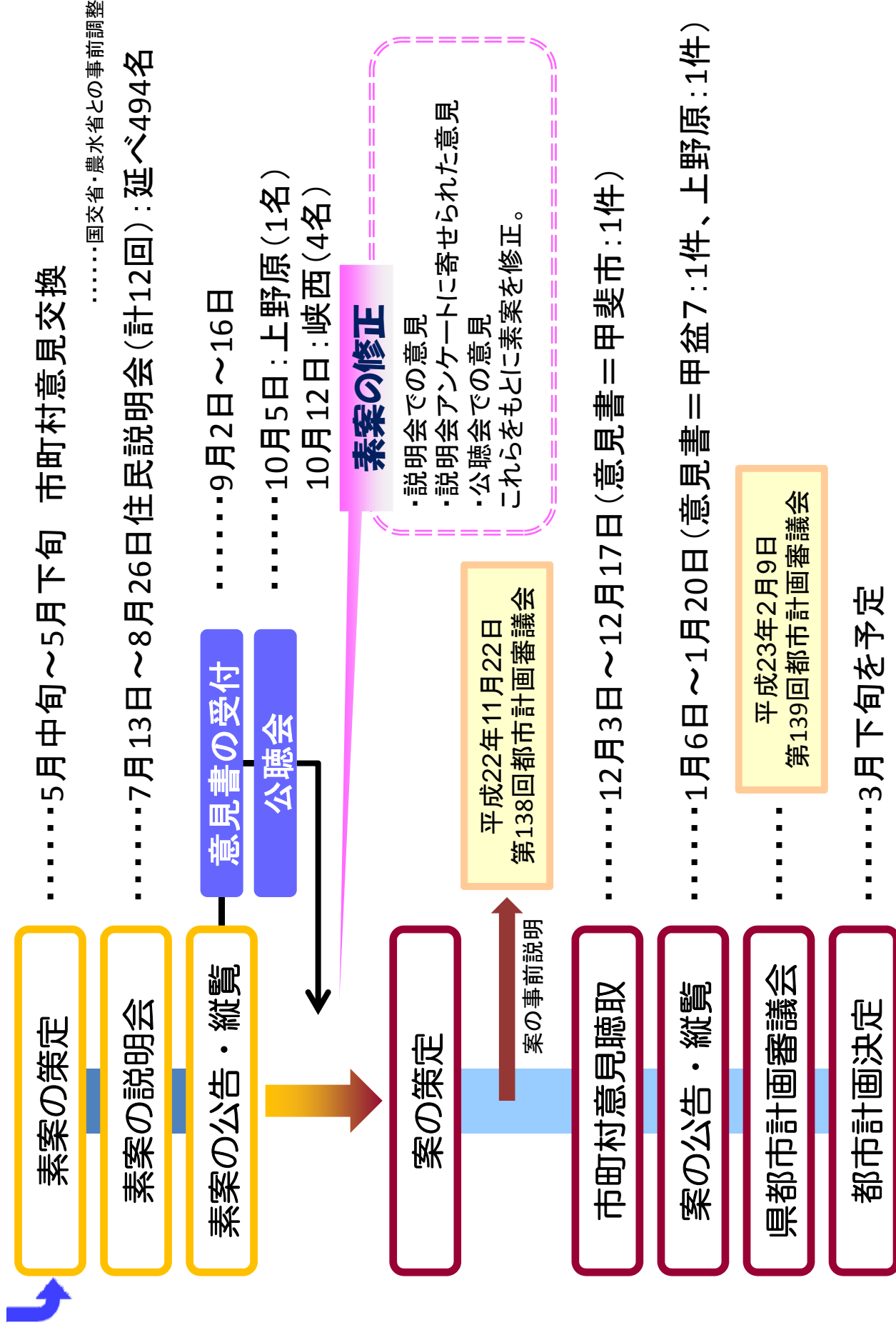
事 項	時 期	備 考
説 明 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
公 聴 会	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
市町村の意見聴取	平成22年12月17日～	平成22年12月28日(甲府市) 平成22年12月28日(山梨市) 平成22年12月28日(笛吹市) 平成22年12月24日(甲州市)
計画案の縦覧	名称変更のため省略	軽易な変更のため手続き省略
山梨県都市計画審議会	平成23年2月9日	
都市計画決定告示	平成23年3月下旬(予定)	

審議案件：都市計画区域マスタープラン関係（山梨県決定）

4. 甲府都市計画、峡東都市計画、韮崎都市計画、南アルプス都市計画、笛吹川都市計画、市川三郷都市計画及び富士川都市計画（甲府盆地七都市計画） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
5. 身延都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
6. 富士北麓都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
7. 都留都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
8. 大月都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
9. 上野原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

◇区域マス策定までの流れ

都市計画区域マスタープラン策定方針



都市計画の策定の経緯の概要

甲府盆地7都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

事 項	時 期	備 考
説 明 会	平成22年8月3日 増穂都市計画区域	参加者 26 名
	平成22年8月5日 峡西都市計画区域	74 名
	平成22年8月10日 韮崎都市計画区域	47 名
	平成22年8月12日 市川大門都市計画区域	27 名
	平成22年8月17日 東八代都市計画区域	55 名
	平成22年8月23日 甲府都市計画区域	94 名
	平成22年8月26日 峡東都市計画区域	33 名
	合計	356 名
公 聴 会	平成22年10月12日 峡西都市計画区域 (甲府都市計画区域、峡東都市計画区域、韮崎都市計画区域、東八代都市計画区域、市川大門都市計画区域及び増穂都市計画区域については、意見書が提出されなかったため中止)	公述人 4 名
都市・地域整備局長事前協議	平成22年11月4日～	
市 町 村 の 意 見 聴 取	平成22年12月3日～平成22年12月17日	意見書 1 件 (甲斐市)
計 画 案 の 縦 覧	平成23年1月6日～平成23年1月20日	意見書 1 件
山梨県都市計画審議会審議	平成23年2月9日	
国土交通大臣同意		
都市計画決定告示		

都市計画の策定の経緯の概要

身延都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

事 項	時 期	備 考
説 明 会	平成22年7月29日	参加者 33 名
公 聴 会	中止 (意見書が提出されなかったため中止)	
都市・地域整備局長事前協議	平成22年11月4日～	
市町村の意見聴取	平成22年12月3日～平成22年12月17日	
計画案の縦覧	平成23年1月6日～平成23年1月20日	
山梨県都市計画審議会審議	平成23年2月9日	
国土交通大臣同意		
都市計画決定告示		

都市計画の策定の経緯の概要

富士北麓都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

事 項	時 期	備 考
説 明 会	平成22年7月22日	参加者 37名
公 聴 会	中止 (意見書が提出されなかったため中止)	
都市・地域整備局長事前協議	平成22年11月4日～	
市町村の意見聴取	平成22年12月3日～平成22年12月17日	
計画案の縦覧	平成23年1月6日～平成23年1月20日	
山梨県都市計画審議会審議	平成23年2月9日	
国土交通大臣同意		
都市計画決定告示		

都市計画の策定の経緯の概要

都留都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

事 項	時 期	備 考
説 明 会	平成22年7月27日	参加者 17名
公 聴 会	中止 (意見書が提出されなかったため中止)	
都市・地域整備局長事前協議	平成22年11月4日～	
市町村の意見聴取	平成22年12月3日～平成22年12月17日	
計画案の縦覧	平成23年1月6日～平成23年1月20日	
山梨県都市計画審議会審議	平成23年2月9日	
国土交通大臣同意		
都市計画決定告示		

都市計画の策定の経緯の概要

大月都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

事 項	時 期	備 考
説 明 会	平成22年7月13日	参加者 30名
公 聴 会	中止 (意見書が提出されなかったため中止)	
都市・地域整備局長事前協議	平成22年11月4日～	
市 町 村 の 意 見 聴 取	平成22年12月3日～平成22年12月17日	
計 画 案 の 縦 覧	平成23年1月6日～平成23年1月20日	
山梨県都市計画審議会審議	平成23年2月9日	
国土交通大臣同意		
都市計画決定告示		

都市計画の策定の経緯の概要

上野原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

事 項	時 期	備 考
説 明 会	平成22年7月20日	参加者 21 名
公 聴 会	平成22年10月12日	公述人 1 名
都市・地域整備局長事前協議	平成22年11月4日～	
市町村の意見聴取	平成22年12月3日～平成22年12月17日	
計 画 案 の 縦 覧	平成23年1月6日～平成23年1月20日	意見書 1 件
山梨県都市計画審議会審議	平成23年2月9日	
国 土 交 通 大 臣 同 意		
都 市 計 画 決 定 告 示		